

20歳がスタート！『国民年金』

成人式を迎えられた皆さん、ご成人おめでとうございます。

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。みなさんは、国民年金について考えたことがありますか？「年金なんてまだ関係ない」と思っていないですか？

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなどにもあなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともあります。「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入し成人としての第一歩を踏み出しましょう！

加入の手続きは、住民登録をしている市町村役場の国民年金担当係へお尋ねください。（20歳前に就職して厚生年金等に参加している方は、第2号被保険者となっていますので手続きは不要です。）

国民年金保険料の『半額免除』の承認を受けた方へ！

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料を免除する制度があります。「半額免除制度」は、前年の所得が一定の基準以下の場合に承認され、保険料の半額が免除され、残りの半額を納める制度です。

残りの保険料を納めない場合は半額免除期間は未納期間となるため年金受給条件である資格期間に入らず、年金額にも反映しません

半額保険料（月額6,650円）は、納め忘れのないよう注意しましょう。

	半額免除期間	未納期間
老齢基礎年金を受給するための資格期間には	資格期間に入ります	資格期間に入りません
受給する老齢基礎年金の額は	全額納めた場合の3分の2として計算します	年金額として計算されません
障害・遺族基礎年金を受けるための資格期間には	資格期間に入ります	資格期間に入りません

※詳しくはお近くの社会保険事務所へお訪ねください。

●無料調停相談会開催中●

日時

平成十七年二月十八日（金）
午前10時～午後3時

場所

津山市総合福祉会館にて
津山市役所東隣

一

（津山市山北520）
TEL（〇八六八）一三二一五（三〇）

担当

津山簡易裁判所所属
民事調停委員

岡山家庭裁判所津山支部所属
家事調停委員

相談内容

（イ）土地・家屋・農地・山林・金銭貸借・交通事故・等民事に関する諸問題

（ロ）離婚・その他家庭内のもめ事・相続・扶養・等の家事に関する諸問題

調停委員がそれぞれの問題について相談に応じ、疑問点や、解決方法について説明いたします。

◎御相談を受けた事柄については秘密を強く守ります。

※連絡先

岡山地方裁判所津山支部庶務課
TEL（〇八六八）二二一九三二六